

平成29年度 法人本部・特養等 事業計画 1

区分	29年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	30年 1月	2月	3月
本部	理事会 乳児院 開所式典 職場活動支援	職場活動支援	監査 理事会 評議員会 職場活動支援	職場活動支援	職場活動支援	職場活動支援	職場活動支援	職場活動支援	職場活動支援	職場活動支援	職場活動支援	職場活動支援
特養	花見 防災訓練	ホーム喫茶	あじさい見学 防災訓練	七夕会	夕涼み会 明朗夏祭見学	敬老会 防災訓練	秋祭り	菊花展・大祭見学 震災募金活動 防災訓練	クリスマス会	ホーム喫茶	節分祭	ひな祭り会 防災訓練
短期	花見 防災訓練	ホーム喫茶	あじさい見学 防災訓練	七夕会	夕涼み会 明朗夏祭見学	敬老会 防災訓練	秋祭り	菊花展・大祭見学 震災募金活動 防災訓練	クリスマス会	ホーム喫茶	節分祭	ひな祭り会 防災訓練
デイ 教室 広 場	転倒予防教室 脳トレ教室 体力測定 花見	転倒予防教室 脳トレ教室 体力測定 ホーム喫茶	転倒予防教室 脳トレ教室 体力測定 あじさい見学 防災訓練	転倒予防教室 脳トレ教室 体力測定 七夕会	転倒予防教室 脳トレ教室 体力測定 明朗夏祭見学	転倒予防教室 脳トレ教室 体力測定 敬老会 防災訓練	転倒予防教室 脳トレ教室 体力測定	転倒予防教室 脳トレ教室 体力測定 菊花展見学 震災募金活動 防災訓練	転倒予防教室 脳トレ教室 体力測定 クリスマス会 忘年会	転倒予防教室 脳トレ教室 体力測定 新年会	転倒予防教室 脳トレ教室 体力測定 節分祭	転倒予防教室 脳トレ教室 体力測定 ひな祭り会 防災訓練
支 援 方 針	ケアマネ会 病院訪問 (八街市) 新規2名	病院訪問 (東金市) 新規2名	ケアマネ会 病院訪問 (富里市) 新規2名	病院訪問 (佐倉市) 新規2名	ケアマネ会 病院訪問 (山武市) 新規2名	病院訪問 (千葉市) 新規2名	ケアマネ会 病院訪問 (酒々井町) 新規2名	病院訪問 (八街市) 新規2名	ケアマネ会 病院訪問 (東金市) 新規1名	病院訪問 (富里市) 新規1名	ケアマネ会 病院訪問 (佐倉市) 新規1名	病院訪問 (山武市) 新規1名

平成29年度 八街かいたく保育園 事業計画書

1 八街かいたく保育園の使命

八街かいたく保育園は「世のため人のために尽くす子どもと親を育てる」をモットーに子どもへの保育(養護と教育)とともに親・家族へも目と心を注ぐ。すべての保育プログラムは、単に親に代わる保育サービスではなく、**家庭(家族)・地域の親たちや青少年たちまで含めた地域コミュニティづくりにその基礎を置く**。これによって、50年後、100年後、30世紀の日本、世界に暮らす人々を幸せにするために挑戦することを、八街かいたく保育園の使命とする。

2 基本方針

平成28年8月に公表された「保育所保育指針の改定に関する中間とりまとめ」を受けて、年齢別保育課程をもとに評価と継続的改善をすすめるカリキュラムマネジメント体制を作ること、管理者及び各職員の資質を活かした保育を展開するための**研修計画を明確にして実施すること**を今年度の重点方針とする。

もとより「子どもの生命の保持および情緒の安定を図る」養護と「子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達への援助」である教育について、それぞれのねらい及び内容を 具体的、的確に把握し、地域資源を積極的に活用した創作活動や日常的に高齢者施設ご利用者などとのふれあい活動等、養護と教育の一体的な保育を日常的に推進し、かつ、それらの評価・改善を図るという従来の方針は維持する。

少子高齢化が進む中、子どもの数の減少は社会の趨勢である。中長期的に見れば、待機児童解消という政策課題に惑わされず、保育所としての使命を認識して少子化であっても地域になくしてはならない期待に応える役割を果たす。

3 実施する事業の内容

(1) 事業所所在地 : 八街市八街に66-4 定員111名

(2) 事業

① 通常保育

年齢別保育課程をもとに評価と継続的改善をすすめるカリキュラムマネジメント体制の中、保育のねらいと内容、育ちの姿、健康、安全、食育の充実、また**保護者、地域に対する子育て支援**を充実させるべく取り組む。

また、乳児保育事業・産休明け保育事業を合わせて実施する。

② 延長保育

家庭の事情に合わせた、保育時間外の保育支援をする。

③ 一時保育

家庭の事情に合わせ、**子育てが困難な場合**に一時的な保育支援をする。

④ 地域子育て支援センター「絵本とお庭」

地域子育て支援センター事業を実施する。基本事業として、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。地域の他の支援センターにはない強みとして、**絵本と園庭での遊びに重点を置く**。

(3) 事業実施上の留意点

- ① 年齢別保育課程をもとに評価と継続的改善をすすめるカリキュラムマネジメント体制
担任会議、給食会議のほか、各種行事等に関する委員会等の編成と実施
- ② 保育園における**幼児教育の明確な位置づけ**からのカリキュラム編成

- 指導計画の作成、個別計画策定へ向けた体制準備
- ③ 災害時対策を含めた**健康及び安全への取り組み**
防災訓練(月例、引渡し訓練 5/15 11/15)
 - ④ **保護者会活動との連携を強めた保護者・地域との連携した子育て支援の充実**
本部役員会(月例)、奉仕作業(年2回)、リサイクル活動(年4回)、運動会協力(10/7)、
保護者交流活動(年4回、謝恩会(3/23)含む)、保護者会活動の記録 定時総会(2/17)
この他、保護者会と園との連携強化のための体制編成
 - ⑤ **職員の資質・専門性の向上を目的とした研修等の充実**
全職員会議(4/8 7/8 9/9 12/2 3/3)
職員研修(4/15 5/13 7/15 8/19 9/16 10/14 11/18 1/13 2/10 3/10)
全国保育協議会、全国保育士会等主催研修会への派遣

4 職員体制

園長	1名
主任保育士	1名
保育士	15名以上
栄養士	1名
調理員	2名(非常勤含む)
看護師	1名
嘱託医	1名
支援センター	2名
事務員	1名

平成29年度 銀 河 鉄 道 の事業計画・運営方針

1. 理念及び事業所運営方針

社会福祉法人開拓の「これからの日本を変える、今からそのための保育をする、それを私にする」という保育に対する完全自責感を根底に、児童発達支援センター銀河鉄道(以下「銀河鉄道」という。)の運営方針を定める。

銀河鉄道は、「雨二モマケズ」「銀河鉄道の夜」などに見られる宮沢賢治の子どもたちの心を道しるべに、人としての生き方を子どもたちから学び、その子どもたちから力を得て果敢な行動を実践する、というところ根を基底に誕生した。銀河鉄道は、専門的な発達支援・療育サービスの提供を通じて、子どものみならず、家庭、地域をも対象に「世のため人のために、与え尽くすところを育むこと」を基本理念とする。

2. 発達支援(療育)の内容

銀河鉄道では、利用する子どもの発達状況を的確に把握し、子ども心身の特性に応じて、日常生活に必要な 基本的な生活習慣の習得を援助すると共に、個別及び集団の療育を通じて、社会生活に適應できるように支援する。また、子ども及び保護者の意見や人格を尊重し、常にサービスをご利用する側に立ってサービスを提供する。

そのために、子どもや保護者の多様なニーズに応えられる柔軟な利用形態(毎日通園・間隔を空けた通園、母子通園・単独通園、併行通園)とする。

銀河鉄道では、児童福祉法に規定された以下の事業を通じて、発達支援(療育)を提供する。

① 児童発達支援事業(定員 20 名)

家族の意向や子どもの状況をふまえ、児童発達支援管理責任者及び保育士、児童指導員は、臨床発達心理士と連携し個別支援計画を作成する。個別支援計画に基づいて保育士等を中心により良い発達を促す専門的支援を提供する。

② 保育所等訪問支援事業

保育士及び児童指導員を中心に保育園・幼稚園などに通い、発達支援を必要とする子どもが集団に適應するための適切かつ効果的な支援等の実践と保育園・幼稚園などの保育士等の職員に対する支援を実践する。

③相談支援事業(サービス利用にあたっての計画相談では市内相談支援事業所と連携を図る)
保育士及び児童指導員等が保護者から子どもの成長や子育てなどのお悩みの相談を受ける。

④放課後等デイサービス事業

就学後の継続的なサービスが提供できるよう調査研究・実践を展開する。

3. 発達支援(療育)の方針

銀河鉄道は、子どもの歩く、しゃべる、読み・書き・計算を大切にしつつ、生きる力のベースとなる「生活活力」「愛着形成」「自己肯定感」を大切に育み、適切な親子関係を支援することを目的とする。

利用される子どものニーズは、平成 28 年度の実践を踏まえて、以下のとおりと整理する。

- ・共働き家庭で発達支援(療育)の必要性が高い子どもたち。
- ・障害特性により親子関係を築くことに難しさを抱えている子どもたち。
保護者の国籍による言語・文化の違いから親子関係を築くことに難しさを抱えている子ども、保護者たち。
- ・幼稚園、保育園への通園が困難であり、特に専門的な発達支援(療育)を求めている子どもたち。
保護者の事情により市立の簡易マザーズホームへの通園が困難であり、特に専門的な発達支援(療育)を求めている子ども、保護者たち。
- ・通常保育の中での人間関係に自信が持てない保護者
これらのことから比較的障害が重い子どもの需要が高くなることが予想される。

そして、銀河鉄道では、子どもの歩く、しゃべる、読み・書き・計算を大切にしつつ、生きる力のベースとなる「生活活力」「愛着形成」「自己肯定感」を大切に育み、適切な親子関係を支援するため、以下の発達支援(療育)の方針を定めた。

1) 楽しい療育・あそびを活かす

- ・子どもの好きなこと・興味のあることを見つける、広げる。
- ・子どもが遊びたくなる環境をつくる。
- ・保育者が誘いやすい環境をつくる。
- ・遊びの中に含まれる発達への効果を考える。
- ・保育者が楽しむ。

2) わかる環境

- ・スケジュール・内容・動線など子ども目線に立ってわかる環境、方法を考える。
- ・子どもが自分で片付ける・準備できる・達成感が持てる環境を考える。
- ・子どもに伝わる・わかる方法を探る、考える。

3) つなげる意識

- ・言葉と名前・動き・様子を意識的につなげる。つなげやすい環境を考える。
- ・わかる環境を前提にし、マッチングできる。
- ・仲間を意識的につなげる。人への関心、コミュニケーションを広げる環境を考える。
言葉と動き、ルール、写真と写真、実物と写真・絵図、写真・絵図と動き、先生と自分、友だちと自分などつなげる

4) 柔軟な発想

- ・いろいろな方法に柔軟に挑戦する。1~3を達成できると思う方法は勇気を持ってどんどん取り入れる。やりにくかったら変える。
- ・同じ取り組みでも見方を変えて発達年齢に合わせた対応を考える。

4. 発達支援(療育)の目標値

平成 29 年度の目標値として、以下を設定する。

- ①月平均利用率 100% (1日あたり 20 名)の達成
- ②相談支援事業の充実(ぼっばや教室を含む)
 - ・保育所等訪問指導の実施体制を整える
 - ・平成 29 年度の指定申請を行った千葉県療育等支援事業の実施体制を整える。

5. 発達支援(療育)の計画

1) クラス編成

様々な課題のある子どもたちに的確な発達支援(療育)を提供するために、発達課題に応じた療育目的別のクラス編成とする。

①ひまわりぐみ

就学や並行通園を目指すクラスとして、人への意識を高める。人と楽しく関わり、集団の中で役立つことを意識できるようにする。

②ちゅうりっぷぐみ

重点的な療育を提供するクラスとして、動き・言葉・視覚支援教材でまずはつなげる。人と楽しく関わり、銀河鉄道を安心できる大好きな居場所にする。

2) 外部専門家を活用した発達支援(療育)

- ① 認定ムーブメント教育・療法士による月2回のムーブメント教育・療育(全身を使ったダイナミックな療法)を継続する。
- ② 臨床発達心理士による月2回のたんぼぼ教室(子どもの発達段階に合わせた個別の発達支援・療育)をこれまで1日3名の実施のところ、平成 29 年度は1日4名の実施とし継続する。
- ③ 理学療法士による月1回の訪問指導(座位や歩行の安定等を図るための理学療法)を継続する。

3) 保護者支援

- ① 保育士による月1回のぼっばや教室にて、銀河鉄道を利用していない子どもや保護者も対象に、あそびを通じた子どもとの関わり、子育ての個別相談を継続する。
- ② 児童発達支援管理責任者および保育士による保護者面談(6ヶ月に1回の子どもの発達状況の報告および個別支援計画の意見交換)を継続する。
- ③ 保護者に発達支援(療育)の内容を理解いただくために、年2回の保護者参観(クラス別)を継続する。

4) 教育・研修の計画

さらなる発達支援(療育)の質の向上を目指し、平成 29 年度の教育・研修を以下のとおり計画する。

① 全体(原則全員)

- ・児童発達支援センター視察研修
- ・事業所会議内の研修(4月・ライフサポートファイル、5月・障害福祉制度、6月・感染症①、7月・知的障害、8月・自閉症・TECCH、9月・ムーブメント教育療法、10月・感染症②、11月・救命講習、12月・カウンセリングマインド、1月・権利擁護・虐待防止、2月・音楽療法、3月・法人理念&事業所方針)

② 個別(個人及び都度選定)

- ・児童発達支援センター職員交換研修(5月中予定5日間)
- ・児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員の養成
- ・中型免許(限定解除)取得の支援
- ・日本ムーブメント教育・療法 2017 年夏期セミナーへの参加
- ・八街市地域自立支援協議会のこども部会の研修会への派遣
- ・千葉県通園施設協議会の研修会への派遣

5) 広報

発達支援(療育)の普及啓発および利用定員を充足させるために、保護者や関係機関等に対する広報活動を積極的に行う。広報は、毎月発行する「銀河鉄道だより」に加えて、ホームページや SNS(FB)、パンフレット等の有効性を見直すとともに、利用・見学等のユーザーインターフェイスを改善にする。

6) 主な行事及び会議・研修の計画

区分	行 事	会 議 ・ 研 修
4月	10日 たんぼぼ教室 12日 クラシックバレエ教室 15日 ぼっばや教室 20日 理学療法士訪問指導 21日 ムーブメント教育療法 24日 たんぼぼ教室	15日 事業所会議(ライフサポートファイル)
5月	09日 たんぼぼ教室 10日 クラシックバレエ教室 11日 ムーブメント教育療法 18日 理学療法士訪問指導	20日 事業所会議(障害福祉制度) 未定 児童発達支援センター職員交換研修

	19日 ムーブメント教育療法 20日 ぽっぽや教室	
6月	05日 たんぽぽ教室 09日 ムーブメント教育療法 14日 クラシックバレエ教室 15日 理学療法士訪問指導 19日 たんぽぽ教室 24日 ぽっぽや教室	24日 事業所会議(感染症①)
7月	03日 たんぽぽ教室 05日 プール開き 06日 ムーブメント教育療法 07日 保護者参観(ちゅうりつぷ) 12日 クラシックバレエ教室 13日 保護者参観(ひまわり) 14日 ムーブメント教育療法 15日 ぽっぽや教室 18日 たんぽぽ教室 20日 理学療法士訪問指導	15日 事業所会議(知的障害) 未定 児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員の養成研修
8月	01日 たんぽぽ教室 03日 ムーブメント教育療法 07日 たんぽぽ教室 09日 クラシックバレエ教室 17日 理学療法士訪問指導 19日 ぽっぽや教室 30日 プール終了 31日 ムーブメント教育療法	19日 事業所会議(自閉症・TECCH) 未定 日本ムーブメント教育・療法セミナー
9月	04日 たんぽぽ教室 07日 ムーブメント教育療法 12日 クラシックバレエ教室 15日 親子遠足 19日 たんぽぽ教室 21日 理学療法士訪問指導 22日 ムーブメント教育療法 23日 ぽっぽや教室	23日 事業所会議(ムーブメント教育療法)
10月	02日 たんぽぽ教室 05日 ムーブメント教育療法 11日 クラシックバレエ教室 13日 運動会(サイクルハウス) 16日 たんぽぽ教室 19日 理学療法士訪問指導 21日 ぽっぽや教室 27日 ムーブメント教育療法	21日 事業所会議(事故防止) 未定 児童発達支援センター視察研修
11月	02日 ムーブメント教育療法 06日 たんぽぽ教室 08日 クラシックバレエ教室 13日 たんぽぽ教室 16日 理学療法士訪問指導 18日 ぽっぽや教室 28日 ムーブメント教育療法	18日 事業所会議(救命講習)

12月	04日 たんぽぽ教室 08日 ムーブメント教育療法 09日 ぽっぽや教室 13日 クラシック教室 14日 ムーブメント教育療法 18日 たんぽぽ教室 21日 理学療法士訪問指導 22日 クリスマス会&発表会	09日 事業所会議(カウンセリングマインド)
1月	09日 たんぽぽ教室 10日 クラシックバレエ教室 12日 ムーブメント教育療法 18日 理学療法士訪問指導 ムーブメント教育療法 20日 ぽっぽや教室 29日 たんぽぽ教室	20日 事業所会議(権利擁護・虐待防止)
2月	02日 節分豆まき会 05日 たんぽぽ教室 08日 ムーブメント教育療法 保護者参観(ちゅうりつぷ) 14日 クラシックバレエ教室 15日 理学療法士訪問指導 16日 ムーブメント教育療法 保護者参観(ひまわり) 19日 たんぽぽ教室 24日 ぽっぽや教室	24日 事業所会議(音楽療法)
3月	02日 ひな祭り会 05日 たんぽぽ教室 09日 ムーブメント教育療法 10日 ぽっぽや教室 14日 クラシックバレエ教室 15日 理学療法士訪問指導 16日 ムーブメント教育療法 19日 たんぽぽ教室 30日 卒園式&お楽しみ会	10日 事業所会議(法人理念&事業方針)

平成29年度 乳児院イーハトーブ 事業計画

- 1 設置の趣旨 事業開始予定日 平成29年5月1日
乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合は、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うために設置する。
(児童福祉法第37条)
- 2 事業の種類・定員
乳児院 15名(児童福祉法35条④)
病後児保育事業 6名(児童福祉法第6条の3③、同第34条の18))
子育て短期支援事業 6名(児童福祉法第6条の3⑬)、同第34条の9)
- 3 施設名
イーハトーブ
- 4 施設の所在地
八街市八街に69-3
- 5 建物その他設備の規模及び構造
(1) 土地 4筆 合計2,454㎡
八街市八街字大清水に69-3 雑種地(1,053㎡)(建物敷地)
八街市八街字大清水に52-4 雑種地(857㎡)(建物敷地)
八街市八街字大清水に52-3 雑種地(356㎡)(進入路)
八街市八街字大清水に52-5 雑種地(188㎡)(進入路)
(2) 建物
八街市八街に69-3
鉄骨造2階建 781.80㎡(1F534.64㎡、2F247.16㎡)
(3) 設備
ア) 非常災害時等に万全を期すため、全館にスプリンクラー設備の完備
イ) 災害時の誘導サインの充実完備
ウ) 危険防止のため、ほふく室等のコーナー部分の面取りを実施
エ) 室内吊り遊具の落下防止のため、強化施工の徹底実施
オ) 全館に冷暖房設備を施す他、ほふく室、寢室等に床暖房完備設備
カ) ほふく室等のガラス戸は強化ガラス等を施工実施
キ) 乳児院専用の屋外遊戯場の完備
- 6 運営の方針
【運営規程】
第2条 イーハトーブは、法や児童憲章等に基づいて、保護者のいない乳児及び児童(以下「乳児等」という)、虐待されている乳児等、その他環境上養護を要する乳児等を入所等させて、明るくて衛生的な環境において、栄養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の養育指導により、ここで生活する子どもたちが、いつでも、いつまでも絶対的により良く生きられ、生き抜いていける「子どもの最善の利益の追求」と「その権利の擁護の援助」を保障した養育を果敢に実践する。
2 イーハトーブは、法や児童憲章等に基づいて、乳児院イーハトーブは、すべての子どもを社会全体で 育むという社会的養護の理念のもと、小規模グループケアや 担当養育制などの「家

庭的養護」と、個々の子どもの育みを丁寧にきめ細かく進める「個別化養育」によって、子どもの未来の人生の基礎づくりに資する愛着関係や基本的な信頼関係の形成を目指した養育を果敢に実践するとともに、児童福祉司等と連携して、家庭機能の支援・補完・再生などの家庭支援に積極果敢に取り組むものとする。

- 3 イーハートープは、社会的養護の地域の拠点として、家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、社会的養護の下で育った人への自立支援やアフターケア、地域の子育て支援などの専門的な地域支援の機能を強化し、総合的なソーシャルワーク機能の充実に図り、地域社会への奉仕と社会貢献等に積極果敢に取り組むものとする。

【具体的な運営方針】

(1) 養育・支援の基本

- ① 子どものところに寄り添いながら、子どもとの愛着関係を育む。
- ② 子どもの遊びや食、生活体験に配慮し、豊かな生活を保障する。
- ③ 子どもの発達を支援する環境を整える。

(2) 食生活

- ① 乳幼児に対して適切な授乳を行う。
- ② 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行う。
- ③ 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫する。
- ④ 栄養管理に十分な注意を払う。

(3) 衣生活

- ① 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を提供し、適切な衣類管理を行う。

(4) 睡眠環境等

- ① 乳幼児が十分な睡眠をとれるように工夫する。
- ② 快適な睡眠環境を整えるように工夫する。
- ③ 快適な入浴・沐浴ができるようにする。

(5) 発達段階に応じた支援

- ① 乳幼児が排せつへの意識を持てるように工夫する。
- ② 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫する。

(6) 健康と安全

- ① 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応する。
- ② 病・虚弱児等の健康管理について、日常で適切な対応策をとる。
- ③ 感染症などへの予防策を講じる。

(7) 心理的ケア

- ① 乳幼児と保護者に必要な心理的支援を行う。

(8) 継続性とアフターケア

- ① 措置変更または受入れに当たり、継続性に配慮した対応を行う。
- ② 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰の支援を行う。
- ③ 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行う。

(9) 家族とのつながり

- ① 児童相談所と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行う。
- ② 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行う。

(10) 家族に対する支援

- ① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に関与する。

(11) アセスメントの実施と自立支援計画の策定

- ① 子どもの心身の状況や生活状況等を正確に把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示する。
- ② アセスメントに基づいて子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させる。

- ③ 自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施する。
- (12) 子どもの養育・支援に関する適切な記録
- ① 子ども一人ひとりの養育・支援の実施状況を適切に記録する。
 - ② 子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行う。
 - ③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取り組みを行う。
- (13) 権利擁護・子どもの尊重と最善の利益の考慮
- ① 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取り組みを行う。
 - ② 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践する。
 - ③ 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等整備し、職員に周知する取り組みを行う。
- (14) 権利擁護・保護者の意向への配慮
- ① 保護者の意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取り組みを行う。
- (15) 権利擁護・入所時の説明等
- ① 保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報提供する。
 - ② 入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて保護者等にわかりやすく説明する。
- (16) 権利擁護・保護者が意見や苦情を述べやすい環境
- ① 保護者が相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、保護者に伝えるための取り組みを行う。
 - ② 苦情解決の仕組みを確立し、保護者に周知する取り組みを行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させる。
 - ③ 保護者からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応する。
- (17) 権利擁護・被措置児童等虐待対応
- ① いかなる場合においても体罰等や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底する。
 - ② 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組む。
 - ③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し迅速かつ誠実に対応する。
- (18) 事故防止と安全対策
- ① 事故・感染症の発生などの緊急時の子どもの安全確保のために、施設として体制を整備し、機能させる。
 - ② 災害時に対する子どもの安全確保のための取り組みを行う。
 - ③ 子どもの安全を脅かす事例を施設として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためのリスクを把握し、対策を実施する。
- (19) 関係機関等の連携
- ① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所などの関係機関・関係団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有する。
 - ② 児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な課題や事例検討を行う。
- (20) 地域との交流
- ① 子どもと地域の交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行う。
 - ② 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取り組みを積極的に行う。
 - ③ ボランティアの受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備する。
- (21) 地域支援
- ① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取り組みを積極的に行う。

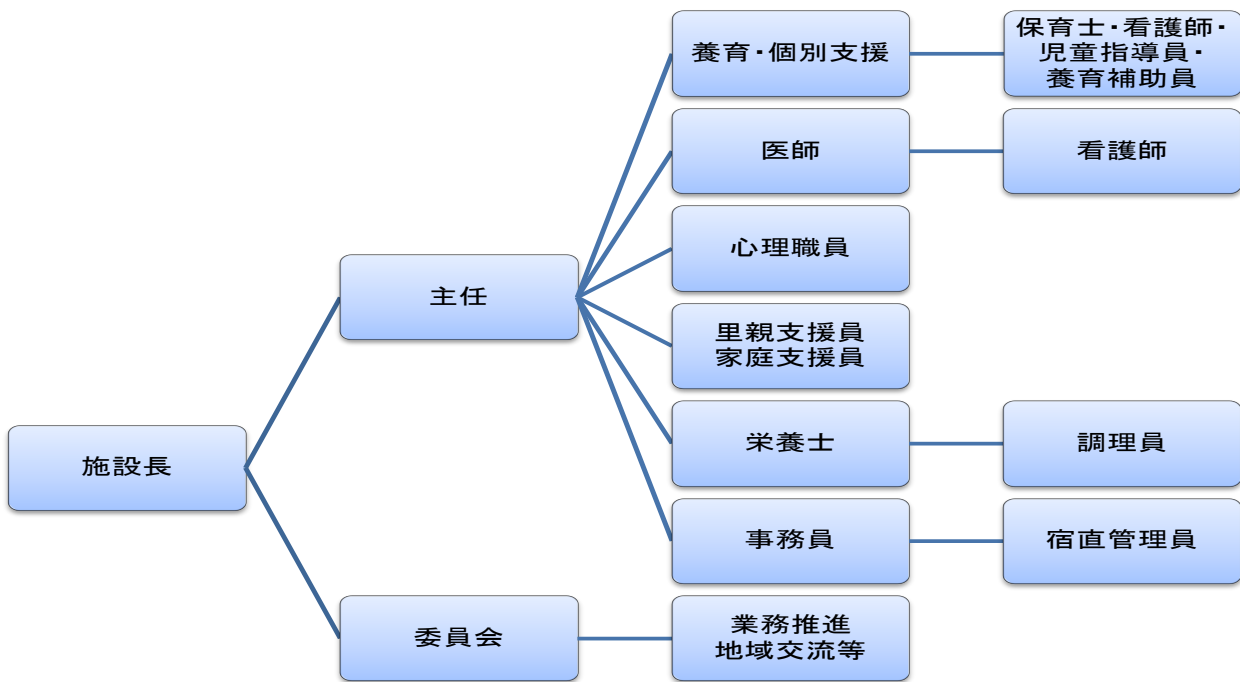
- ② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育ての支援事業や活動を行う。

(22) 職員の資質向上

- ① 施設として職員の教育・研修に関する基本姿勢を明示する。
- ② 職員一人ひとりについて、基本姿勢に沿った教育・研修計画を策定し、計画に基づいた具体的な取組みを行う。
- ③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次期の研修計画に反映させる。
- ④ スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人ひとりの援助技術の向上を支援する。

7 組織

組織図



8 職員 30名

- 施設長(常勤1名)
- 児童指導員(常勤1名以上、非常勤1名以上)
- 医師(非常勤1名)
- 看護師(常勤2名以上、非常勤1名以上)
- 保育士(常勤9名以上、非常勤1名以上)
- 里親支援専門相談員(常勤1名)
- 心理療法担当職員(常勤・非常勤1名以上)
- 個別対応職員(常勤1名)
- 家庭支援専門相談員(常勤1名)
- 栄養士(常勤1)
- 調理員(常勤・非常勤2名以上)
- 事務員(常勤1名)
- 管理宿直員(非常勤1名以上)
- 養育補助員(非常勤1名以上)

